

下島小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる

児童を「いじめ」から守る

⇒ 「いじめを受ける子」「いじめをする子」をつくらない

いじめ対策防止推進法（2013年（平成25年）6月28日に公布）及び「下島小学校いじめ防止基本方針」によって、子どもを守る

【1】校長による対応の指示

- ・ 訴えの内容、発覚経路の確認
- ・ 被害状況の把握・情報集約・整理の一元化
- ・ 被害・加害児童への聞き取り
- ・ いじめ対策委員会の開催

対応方法の決定

被害・加害児童や保護者への対応

その他必要な支援、指導等の検討

専門家や関係機関との連携

情報の取り扱い教育委員会への報告

その他状況に応じた対応（保護者・地域への説明、報道機関との対応）

【2】元気調査（いじめに関するアンケート）の実施

- ・ 各学期2回ずつ計6回実施
- ・ 調査後、生活指導担当⇒首席⇒教頭⇒校長の順で確認。
- ・ いじめ認知については、レベルに応じて対応。※【3】参照

【留意事項】

①被害児童への対応

- ・ 不安や恐怖等、様々な気持ちに共感し安心感を持たせる。
- ・ 先入観や被害の子供に責任を転嫁する指導を行わない。教職員は、子供の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・ 児童が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、まずは被害児童やその保護者に対し、聞き取り調査の事項・対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害児童やその保護者の意向を尊重する。
- ・ 聞き取りは、児童にとって話しやすい教職員、場所を選び、プライバシーを守りながら行う。

②加害児童への対応

- ・ 正確に事実を確認していくという姿勢で向き合う。
- ・ 具体的な場面を振り返りながら、自分が相手の立場ならどう感じたかを想像させ、相手の痛みへの共感性を育てる。
- ・ いじめ行為が人権を侵害するもので、被害児童に対して、長期にわたり重大な影響を与えるものであることを知らせ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・ いじめ行為にいたった背景や課題を考え、加害児童の心を解きほぐし、信頼関係を築く。

【3】子どもを守るための「基準」及び「行動規範」

レベル	項目	具体化した内容
レベル①	基準	【いじめのサイン】を確認
	事象	【いじめのサイン】とは ・冷やかされる・からかわれる・嫌なことを言われる・悪口を言われる ・脅し文句を言われる・無視される・軽くぶつかられる ・遊ぶふりをして叩かれる・遊ぶふりをして蹴られる・物を隠される ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
	対応	① 報告・共有 ➡ 管理職・首席・生活指導担当➡合同学年会➡職員会議
レベル②	基準	【苦痛の訴え】 を本人または保護者から確認➡委員会招集は管理職判断 【金品をとられたこと】 を確認 【身体の傷や痣】 を確認
	事象	【苦痛の訴え】とは ・本人または保護者による申し出（口頭） ・いじめ調査（本校では「元気調査」）による訴え ・連絡帳等による訴え
	対応	② いじめ対策委員会 ➡ 管理職・首席・生活指導担当・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・養護教諭・支援コーディネーター（記録係）・関係教職員（人権教育担当など） ➡ 教育委員会と連携
レベル③	基準	【生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れ】を確認したとき
	事象	【生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れ】とは ・「レベル2」が重篤であると判断したとき ・「精神的な苦痛」が多大であるとき ・「身体へのダメージ」が多大であるとき ・「とられた金品」が高額であるとき ・「いじめ」が長期間にわたって、反復継続されているとき
	対応	③ いじめ対策委員会 ➡ 管理職・首席・生活指導担当・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・養護教諭・人権教育担当・支援コーディネーター（記録係）・関係教職員 ➡ 教育委員会 警察 各関係機関と連携

【全体共有の方法】

レベル① 定例職員会議で児童の様子を報告

レベル② いじめ対策委員会後、管理職もしくは構成員で低・中・高それぞれで報告

レベル③ いじめ対策委員会後、管理職もしくは構成員で低・中・高それぞれで報告の上、直近の職員朝礼で管理職より全体共有

【4】守口市立下島小学校 いじめ防止 年間計画

学期	月	学校全体	各学年
1 学 期	4月	年間計画の確認 子どもを語る会	本校「いじめ防止基本方針」について ・学校だより・PTA 運営委員会で 保護者へ周知 ・コミュニティー運営委員会で 地域へ周知
	5月	小中連絡会	元気調査①
	6月		元気調査②
	7月	1学期の反省・夏休み対策 八雲中校区生徒指導小中合同 研修会	個人懇談会
2 学 期	8月	小中一貫推進会議 八雲中校区人権教育小中合同 研修会	
	9月		元気調査③ 学級懇談会
	10月	人権教育校内研	
	11月	中学校区パトロール	元気調査④
	12月	2学期の反省・冬休み対策	個人懇談会
3 学 期	1月		元気調査⑤
	2月	子どもを語る会 小中一貫推進会議	元気調査⑥
	3月	3学期の反省・春休み対策 年度末反省・次年度計画	学級懇談会

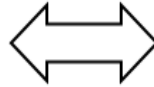
- SSW 活用・・・月2回 木曜日
- 不登校対策委員会・ケース会議・・・適宜開催
- 毎月、指導部会・定例職員会議で児童の様子を共有する。

【元気調査（いじめに関するアンケート）の保管について】
校長室で6年間保存する。その後の廃棄は管理職で行う。

教育相談

市教育センター
06-6997-0703

連携



- ・守口市子育て世代包括支援センター「あえる」
06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217
- ・大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
- ・大阪府教育委員会「すこやか教育相談」
（子）06-6607-7361 （保護者）06-6607-7362
（教職員）06-6607-7363
- ・すこやか教育相談24 0120-0-78310
- ・子ども家庭相談室（子）0120-928-704
- ・子ども家庭相談室（保護者）06-4394-8754

■相談窓口

- ・いじめホットライン（子ども）06-6992-0177
- ・電話教育相談（保護者）06-6992-6346
- ・メール教育相談（子ども・保護者）【24時間送信可】
【メールアドレス：soudan@moriguchi-osk.ed.jp】
- ・LINE教育相談（子ども）【24時間送信可】
【アカウント名：守口市LINE教育相談・ID@kef2467j】

■時間

平日9時～17時30分【土日祝、年末年始は除く】